

第69期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時
（開場午前9時）

開催場所

東京都目黒区下目黒 1-8-1
ホテル雅叙園東京
3階 シリウス

※開催場所が昨年と異なっておりますので、
お間違えのないようお願い申し上げます。

 **新光商事株式会社**

証券コード：8141

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および
社外取締役を除く。）に対する業績連動型
株式報酬制度導入の件

目次

第69期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
（添付書類）	
事業報告	24
連結計算書類	42
計算書類	44
監査報告	46

株主各位

証券コード 8141
2022年6月6日

東京都品川区大崎一丁目2番2号
新光商事株式会社
代表取締役社長 小川 達哉

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、座席数を減らしソーシャルディスタンスを図っての開催となります。株主の皆様におかれましては出来るだけ後記の株主総会参考書類をご検討いただき「議決権行使についてのご案内」に従って、書面またはインターネット等により、2022年6月23日（木曜日）午後5時20分までに事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時（開場午前9時）
2 場 所	東京都目黒区下目黒1-8-1 ホテル雅叙園東京 3階 シリウス ※開催場所が昨年と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

株主様へのご案内

- 本年も昨年同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主懇談会を中止とさせていただきます。
- 株主総会会場でのお土産のご用意はございません。
- 当社は、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

〈インターネットによる開示について〉

- 下記の事項につきましては、法令および定款第16条に基づき、下記の当社ウェブサイトに記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の体制および方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際して監査役が監査をした事業報告、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

〈ご来場いただく株主様へのお願い〉

- ご来場の株主様は、マスクの着用と会場受付にて手指のアルコール消毒および検温をお願いいたします。
- 上記検温の結果、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。
- 当社役員および運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議場における報告事項および議案の詳細説明は省略または簡略化させていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表により上記対応を変更する場合がございます。株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.shinko-sj.co.jp>)

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として監査等委員会設置会社に移行いたします。そのために、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設等、所要の変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるためであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 公告閲覧の利便性向上および公告手続の合理化を図るため、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の処置を定めるものであります。
- (4) 上記の各変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条（条文省略） （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第1章 総則 第1条～第3条（現行どおり） （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人

現行定款	変更案
<p>(公告の方法) 第5条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載または表示をすべき事項に関する情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> ②当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第17条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員) 第20条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第17条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員) 第20条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、12名以内とする。</p> <p>②当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者・議長および招集通知) 第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>②取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>③取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>④<u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者・議長および招集通知) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>②取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>③取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(相談役または顧問) 第28条 (条文省略)</p>	<p>(相談役または顧問) 第29条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第30条～第31条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第32条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(定員) 第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法) 第33条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開くことができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開くことができる。</p>
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>で行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の第69期定時株主総会終結前の行為に関する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②第69期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>③本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となりますので、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における地位および担当等	取締役会出席回数
1	おがわ たつ や 小川 達哉	再任	代表取締役社長 監査室担当	17/17回
2	いな ば じゅん いち 稲葉 淳一	再任	常務取締役 営業部門・開発技術部門統括、営業支援室・ 営業第一部・営業第三部・新規ビジネス営業部担当	17/17回
3	ほそ の かつ ひろ 細野 克宏	再任	取締役 中部東海ブロック・アミューズメント営業部・ EMS推進部・受託設計開発部担当	17/17回
4	いっ しき しゅう じ 一色 修志	再任	取締役 管理部門統括、企画人事部・システム室・総務部・ 物流部・国内関係会社担当、経理部長	17/17回
5	こ ばやし かつ えい 小林 克衛	再任	取締役 デバイスソリューション技術部担当 自動車ソリューション技術部長	17/17回
6	いの うえ くに ひろ 井上 邦博	再任	取締役 西日本ブロック・甲信越ブロック・ 電子部品販売推進部担当	17/17回
7	いし と まさ のり 石戸 正典	再任	取締役 営業第二部・東日本ブロック・海外営業推進部・ 海外関係会社担当	13/13回
8	おお aura とし お 大浦 俊夫	再任 社外 独立	取締役	17/17回
9	よし いけ たつ よし 吉池 達悦	再任 社外 独立	取締役	17/17回

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

お がわ たつ や
小川 達哉 (1963年12月17日生)

所有する当社の株式数…………… 18,100株

取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1986年4月 当社入社
1996年11月 NOVALUX EUROPE LTD. 社長 (出向)
2006年4月 NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LTD. 社長 (出向)
2008年6月 当社取締役
2013年4月 当社代表取締役社長
2021年6月 当社代表取締役社長 (監査室担当) (現任)

取締役候補者とした理由

約20年に亘り海外現地法人に駐在し、半導体設計技術を活かした海外ビジネスを長く経験しており、そのうち10年間は現地法人の社長として海外ビジネスを飛躍的に発展させ収益基盤強化に寄与した実績を有しております。電子部品業界に精通し洞察力の高いマネジメント能力を有しており、多様化する事業課題に迅速かつ最適な対応を図り更なる企業価値向上を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

2

いな ば じゅん いち
稲葉 淳一 (1959年9月2日生)

所有する当社の株式数…………… 15,300株

取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1982年4月	日本電気株式会社入社	2011年1月	当社入社
1989年5月	NEC Electronics Singapore Pte, Ltd. (出向)	2011年6月	当社取締役
2000年7月	日本電気株式会社 第一販売事業部第一販売部長	2015年4月	当社常務取締役
2002年4月	NEC Electronics Hong Kong Ltd. 社長 (出向)	2022年4月	当社常務取締役 (営業部門・開発技術部門統括、営業支援室・営業第一部・営業第三部・新規ビジネス営業部担当) (現任)
2008年6月	NEC エレクトロニクス株式会社 (現ルネサスエレクトロニクス株式会社) 第二営業事業部長		

取締役候補者とした理由

日本電気およびルネサスエレクトロニクスにおいて、長年半導体事業に従事し、国内事業責任者ならびに海外法人責任者として豊富な経験を有しております。経営者としての知見も兼ね備え、幅広い人脈を礎に様々なビジネスを推進し更なる事業展開と企業価値向上を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

3

ほそ の かつ ひろ
細野 克宏 (1966年8月23日生)

所有する当社の株式数…………… 6,200株

取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1989年4月 当社入社
2007年4月 当社名古屋支店長
2014年6月 当社取締役
2021年4月 当社取締役（中部東海ブロック・アミューズメント営業部・EMS推進部・受託設計開発部担当）（現任）

取締役候補者とした理由

当社主力のアミューズメント業界に長年に亘り携わり、事業を大きく発展させた実績を有しております。それらの経験を通じて得た豊富な業務知識と人脈を活かし、多様化するエレクトロニクス業界において的確な対応を実施し、更なる事業拡大と中期経営計画の遂行を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

4

いっ しき しゅう じ
一色 修志 (1964年3月28日生)

所有する当社の株式数…………… 3,600株

取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1986年4月	株式会社横浜銀行入行	2019年1月	当社入社
2009年10月	同行市場営業部担当部長	2019年6月	当社取締役
2012年5月	同行経営企画部ALM担当部長	2021年4月	当社取締役（管理部門統括、企画人事部・システム室・総務部・物流部・国内関係会社担当、経理部長）（現任）
2017年4月	株式会社コンコルディア・フィナンシャル・グループ経営企画部首席マネージャー（出向）		

取締役候補者とした理由

金融機関において30年以上の実績を有し、銀行全体の運用調達計画や市場部門の戦略策定を手掛けるなど企画部門において豊富な経験を有しております。当社においては管理部門全般を担当し、経営企画、財務戦略、リスクマネジメントなどの経験と知見を有しており、多様化する経営課題に対し迅速かつ適切な対応を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

5

^こ^{ばやし}^{かつ}^{えい}
小林 克衛 (1966年9月19日生)

所有する当社の株式数…………… 900株

取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1990年4月	日本電気株式会社入社	2013年6月	当社入社
2000年7月	NEC Electronics Inc (出向)	2019年6月	当社取締役(デバイスソリューション技術部担当、自動車ソリューション技術部長)(現任)
2011年4月	ルネサスエレクトロニクス株式会社 自動車システム統括部自動車制御システム部担当部長		

取締役候補者とした理由

日本電気およびルネサスエレクトロニクスで長年半導体の開発やソリューション開発に従事、北米駐在経験も有しグローバルな開発・販売マネジメントの知見を有しております。IoT、AI、自動車の急速なEV化等、エレクトロニクス業界の変革期において迅速かつ的確な対応を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

6

^{いの}^{うえ}^{くに}^{ひろ}
井上 邦博 (1965年10月11日生)

所有する当社の株式数…………… 2,900株

取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1988年4月	当社入社		
2006年4月	当社大阪支店長		
2009年4月	当社西日本ブロック部長		
2016年4月	SHINKO (PTE) LTD.社長 (出向)		
2020年6月	当社取締役(西日本ブロック・甲信越ブロック・電子部品販売推進部担当)(現任)		

取締役候補者とした理由

営業部門の責任者として長年に亘り当社の重要な自動車関連顧客の業務に携わり、多くの経験と幅広い人脈を有しております。また、海外現地法人で社長を務めたことからグローバルな知見も兼ね備えており、多様化するエレクトロニクス業界において的確な対応を実施し、更なる事業拡大と中期経営計画の遂行を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

7

いし と まさ のり
右 戸 正 典 (1967年2月16日生)

所有する当社の株式数…………… 3,300株

取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1989年4月 当社入社
 2008年4月 当社千葉支店長
 2011年4月 楽法洛(上海)貿易有限公司社長(出向)
 2021年6月 当社取締役(営業第二部・東日本ブロック・海外営業推進部・海外関係会社担当)(現任)

取締役候補者とした理由

国内において数多くの産業機器関連顧客の業務に携わり、様々な経験と幅広い人脈を有し、海外現地法人の社長としても10年間経験しておりグローバルな知見も有しております。今後、多様化するエレクトロニクス業界において的確な対応を実施し、更なる事業拡大と中期経営計画の遂行を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

8

おお うら とし お
大 浦 俊 夫 (1948年12月20日生)

所有する当社の株式数…………… -株

取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位および担当]

1971年4月	三井倉庫株式会社入社	2011年7月	同社顧問
2003年6月	同社取締役	2013年7月	同社顧問退任
2006年4月	同社常務取締役	2015年6月	当社取締役(現任)
2008年6月	同社取締役兼三井倉庫港運株式会社社長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

会社経営に関して役員、社長として豊富な経験と幅広い見識を有し、株主利益の拡大と企業価値の最大化に貢献できる人材であり、当社社外取締役候補者に相応しい経験と能力を有しております。同氏が選任された場合、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を期待すると共に指名・報酬委員として役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定であります。

候補者番号

9

よし いけ たつ よし
吉池 達悦 (1952年5月9日生)

所有する当社の株式数…………… 株
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位および担当]

1975年4月	日置電機株式会社入社	2013年2月	同社取締役会長
1995年3月	同社取締役 営業部長	2015年2月	同社取締役退任
1997年3月	同社取締役 常務執行役員営業部長	2015年6月	株式会社チノー社外取締役就任(現任)
2003年3月	同社取締役 常務執行役員総務部長	2016年6月	当社取締役(現任)
2005年3月	同社代表取締役社長		

[重要な兼職の状況]

株式会社チノー社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場企業の社長としての経験ならびに実績を有しており、エレクトロニクス業界に精通し、株主利益の拡大ならびに豊富な知識と経験に基づく助言のできる人材であります。当社社外取締役候補者に相応しい経験と能力を有しております。同氏が選任された場合、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を期待すると共に指名・報酬委員として役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定であります。

- (注) 1. 大浦俊夫氏および吉池達悦氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、大浦俊夫氏および吉池達悦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 大浦俊夫氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
4. 吉池達悦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中に提起された損害賠償請求(株主訴訟を含む)等に起因して、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金を含む)を当該保険契約により填補することとしております(ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為を除く)。各候補者が取締役選任に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

弓削 文孝 (1960年8月1日生)

所有する当社の株式数…………… 21,000株
取締役会出席状況…………… 17/17回
監査役会出席状況…………… 15/15回

新任

【略歴、当社における地位および担当】

1984年4月	当社入社	2013年6月	当社取締役
1998年4月	NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LTD. 社長 (出向)	2020年6月	当社監査役 (現任)
2008年4月	NT販売株式会社社長 (出向)		

監査等委員である取締役候補者とした理由

海外現地法人、国内関係会社の社長および当社の取締役を長年務めた経験から企業経営に精通しており、また監査役も務めていたことから豊富な経験を有しております。当社の持続的成長を実現するため、監査等委員会の一員として監督機能の強化ならびにガバナンス体制の充実を適切に行うことを期待し、監査等委員である取締役候補者としていたします。また、指名・報酬委員として役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対しても、指摘や助言をいただく予定であります。

候補者番号

2

石原 敏彦 (1952年11月30日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
取締役会出席状況…………… 17/17回
監査役会出席状況…………… 15/15回

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1976年4月	富士電機株式会社入社	2017年6月	同社顧問
2011年4月	同社執行役員兼人事室長	2018年6月	同社顧問退任
2013年6月	同社常勤監査役	2019年6月	当社社外監査役 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

上場企業において、長年人事・総務部門を中心とした管理部門業務に従事し、執行役員や常勤監査役を歴任され大変豊富な経験と優れた知見を有しております。同氏が選任された場合、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたします。また、指名・報酬委員として役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定であります。

候補者番号

3

さか まき よし てる
坂巻 吉輝 (1980年6月26日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

取締役会出席状況…………… 17/17回

監査役会出席状況…………… 15/15回

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

2013年9月 司法試験合格
 2014年11月 最高裁判所司法研修所終了

2014年12月 弁護士登録（東京弁護士会所属）
 坂巻酒井綜合法律事務所入所（現任）
 2020年6月 当社社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士としての経験を通じ、企業法務全般に関する幅広い知見と会社経営に対する法律的専門知識を有しております。直接会社経営に関与した経験はございませんが、同氏が選任された場合、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたします。また、指名・報酬委員として役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 石原敏彦氏と坂巻吉輝氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、石原敏彦氏および坂巻吉輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 石原敏彦氏の当社社外監査役の就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 5. 坂巻吉輝氏の当社社外監査役の就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
 6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中に提起された損害賠償請求（株主訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金を含む）を当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為を除く）。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【取締役候補者のスキル・マトリックス】

氏名	監査等委員	在任年数	年齢	企業経営	国際経験	営業・マーケティング	技術・製造	財務・会計	人事・労務	法務・リスクマネジメント
小川達哉		14年	58歳	○	○	○				
稲葉淳一		11年	62歳	○	○	○				
細野克宏		8年	55歳			○				
一色修志		3年	58歳					○	○	○
小林克衛		3年	55歳		○	○	○			
井上邦博		2年	56歳		○	○				
石戸正典		1年	55歳		○	○				
大浦俊夫	(社外)	7年	73歳	○					○	
吉池達悦	(社外)	6年	70歳	○			○	○		
弓削文孝	○	2年	61歳		○	○		○		
石原敏彦	○ (社外)	3年	69歳	○				○	○	
坂巻吉輝	○ (社外)	2年	41歳						○	○

※在任年数および年齢は本株主総会終結時点となります。

第4号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件**

当社の取締役の報酬等の限度額は、2015年6月24日開催の第62期定時株主総会において、「年額316百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）」と決議いただき、今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額を同額の年額316百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額には、従来同様、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の助言も踏まえ、取締役会での議論を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は本招集ご通知34頁に記載のとおりであります。

現在の取締役は10名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第5号議案**監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額60百万円以内と定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2015年6月24日開催の第62期定時株主総会において当社の取締役および監査役（社外取締役・社外監査役を含みます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、今日に至りますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役および監査役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下、「取締役」といいます。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は2015年6月24日開催の第62期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。本制度同様、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本招集ご通知34頁）とも合致していることから、本議案の内容は相当であると考えております。

本議案は、第4号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額とは別枠として、株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は10名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

2. 本制度にかかる報酬等の額の具体的な算定方法および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。本議案が承認可決された場合、社外取締役である2名については、今後、新たにポイントは付与されず、当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）

(3) 取締役に給付される当社株式数の算定方法とその上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、150,000ポイントを上限といたします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(6)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案のご承認をいただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済のポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時までには当該取締役に對し付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数を乗じて算出されたポイント数（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）をもって確定します。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、下記(5)より拠出された資金を原資として、取引市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間（下記(5)において定義します。）につきましても、当社取締役および監査役への交付を行うための株式として、本信託設定後、遅滞なく、300,000株を取得しております。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(5) 信託金額および取得株式数

当社は、2016年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）における必要資金として387百万円を拠出し、本信託を設定しております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託として存続させることとします。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として5事業年度ごとに、以後の5事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、本信託設定時と同様の方法で、本制度に基づく取締役への交付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当す

る当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。) および金銭 (以下、「残存株式等」といいます。) があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(6) 株式給付および報酬等の額の算定方法

当社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を充足した場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記 (3) に記載の内容に従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額 (ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。) を基礎とし、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、これを加算した金額とします。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合および当該取締役に取締役としての義務違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないことがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式にかかる議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記 (8) により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以上

1 | 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

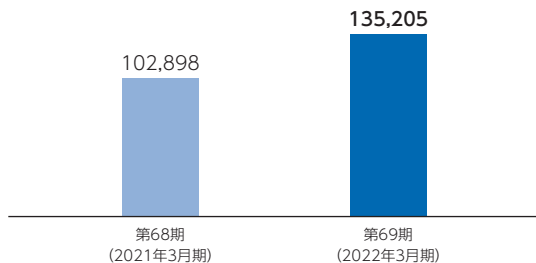
当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的に新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に和らいできたことから回復基調で推移しましたが、年度後半には変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー・資源価格の高騰、物価上昇などにより先行き不透明な状況となっています。エレクトロニクス業界においても回復基調で推移していますが、半導体製品や電子部品の需給逼迫は依然として続いており長期化しております。

このような状況のもと、当社グループ（当社及び連結子会社）は、主要分野の産業機器関連・自動車電装機器関連・OA機器関連・娯楽機器関連いずれも好調に推移した結果、増収増益となりました。

当社グループの当連結会計年度の業績は、連結売上高1,352億5百万円（前期比31.4%増）、営業利益41億63百万円（前期比169.7%増）、経常利益41億3百万円（前期比162.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益28億21百万円（前期比124.7%増）となりました。

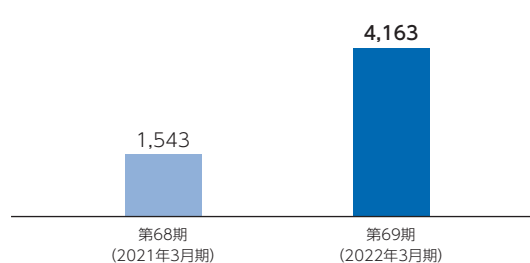
連結売上高

(単位：百万円)



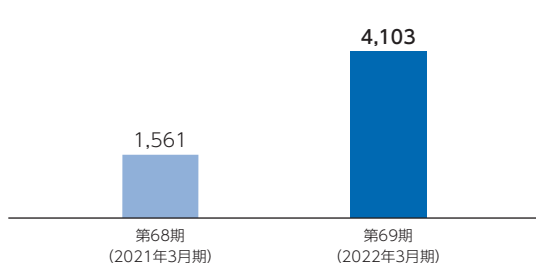
営業利益

(単位：百万円)



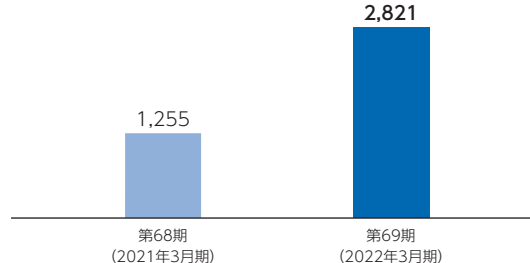
経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

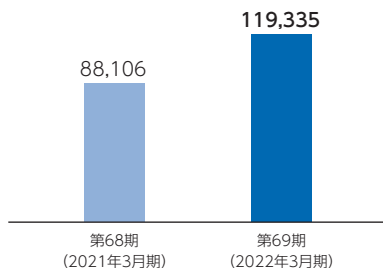


セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

<p>電子部品事業</p> <p>売上高 1,193億35百万円 (前期比35.4%増)</p>	<p>産業機器関連・自動車電装機器関連・OA機器関連・娯楽機器関連が好調に推移いたしました。</p> <p>以上の結果、半導体の売上高は750億29百万円（前期比29.9%増）、電子部品の売上高は443億6百万円（同46.0%増）、電子部品事業全体の売上高は1,193億35百万円（同35.4%増）となりました。</p>
<p>アッセンブリ事業</p> <p>売上高 123億6百万円 (前期比9.7%増)</p>	<p>娯楽機器関連は前年同期比で軟調に推移いたしましたが、産業機器関連が好調に推移いたしました。</p> <p>以上の結果、アッセンブリ製品の売上高は123億6百万円（前期比9.7%増）となりました。</p>
<p>その他の事業</p> <p>売上高 35億63百万円 (前期比0.2%減)</p>	<p>自動車電装機器関連は堅調に推移いたしましたが、産業機器関連が軟調に推移し、その他の事業全体としては、ほぼ横ばいとなりました。</p> <p>以上の結果、電子機器及びマイクロコンピュータのソフトウェア受託開発の売上高は35億63百万円（前期比0.2%減）となりました。</p>

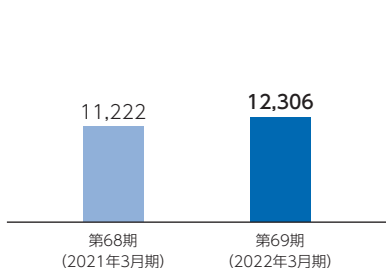
電子部品事業

売上高 (単位：百万円)



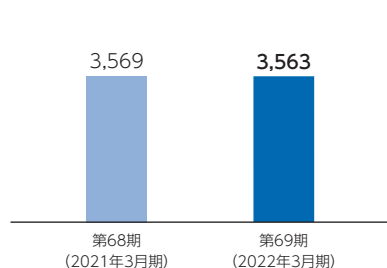
アッセンブリ事業

売上高 (単位：百万円)



その他の事業

売上高 (単位：百万円)



セグメント別売上高は次表のとおりであります。

セグメント	第68期 (2020.4～2021.3)		第69期 (2021.4～2022.3)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
電子部品事業					
電子部品	30,348百万円	29.5%	44,306百万円	32.8%	46.0%
半導体	57,758百万円	56.1%	75,029百万円	55.5%	29.9%
アッセンブリ事業					
アッセンブリ製品	11,222百万円	10.9%	12,306百万円	9.1%	9.7%
その他の事業					
電子機器およびマイクロコンピュータのソフトウェア受託開発	3,569百万円	3.5%	3,563百万円	2.6%	△0.2%
計	102,898百万円	100%	135,205百万円	100%	31.4%

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、今後の事業展開に必要な資金需要への対応として、安定的かつ機動的な資金調達手段を確保することにより、財務運営の一層の強化を図ることを目的に、取引銀行3行と総額150億円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約の借入実行残高は30億円です。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は回復基調で推移していますが、新型コロナウイルス感染症の影響長期化に加え、ロシアのウクライナ侵攻を受けたエネルギー・資源価格の高騰、物価上昇により、先行き不透明な状況にあります。このような環境のもと、当社グループ（当社及び連結子会社）は2023年3月期を初年度とする新中期経営計画を策定しました。当社グループは、多様なエレクトロニクス商材・サービス等の提供を通じ存在価値を高め、進化する電子部品商社グループを具現化することにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

① 新中期経営計画（新たな成長戦略）

期 間 ：2023年3月期～2025年3月期（3年間）
数値目標 ：2025年3月期（連結ベース）
売上高 ：1,800億円
当期純利益： 37億円
ROE ： 7.0%
経営戦略 ：事業ポートフォリオの再構築
既存事業の更なる拡大への取り組み
新規ビジネスへの取り組み
M&Aへの取り組み
将来を見据えた人的資本等への投資

② 半導体・電子部品の需給逼迫

世界的な半導体・電子部品の需給逼迫が続いていますが、資源価格の高騰や中国での新型コロナウイルス感染症拡大などの影響から更に長期化する懸念があります。当社グループは、顧客需要を的確に把握し仕入先との円滑な連携により商品の確保に努め、商社としての役割と果たしてまいります。

③ 在庫リスク

商社機能の重要なファクターである在庫保有は、流通在庫に加え、生産終了品（EOL）在庫や地震等の災害発生時にサプライチェーンを継続するための流通品（BCM）在庫があります。近年では、半導体・電子部品の需給逼迫による新たなBCM在庫ニーズが高まっています。当社グループは、これを重要なリスクとして捉え、適正在庫管理の強化や手元資金の安定的な確保、将来のリスクに備えた会計処理対応によるリスクのミニマム化など様々な対応を行っています。

④ 危機管理体制の更なる充実

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、従来の災害時の対応に加えてパンデミックにおける事業継続への対応も強化し、危機管理体制の更なる充実を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分		第66期 (2018.4~2019.3)	第67期 (2019.4~2020.3)	第68期 (2020.4~2021.3)	第69期 (2021.4~2022.3)
売上高	(百万円)	116,405	101,627	102,898	135,205
経常利益	(百万円)	2,299	1,771	1,561	4,103
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,460	1,236	1,255	2,821
1株当たり当期純利益	(円)	36.14	32.93	33.86	76.11
総資産	(百万円)	75,295	71,993	73,489	88,951
純資産	(百万円)	51,453	49,544	50,340	51,945

- (注) 1. 記載金額は表示単位未満を切り捨てております。
 2. 当社は、2019年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第67期以前のすべての連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分		第66期 (2018.4~2019.3)	第67期 (2019.4~2020.3)	第68期 (2020.4~2021.3)	第69期 (2021.4~2022.3)
売上高	(百万円)	72,914	63,076	63,729	93,224
経常利益	(百万円)	954	310	181	4,066
当期純利益	(百万円)	587	386	126	3,269
1株当たり当期純利益	(円)	14.53	10.29	3.41	88.22
総資産	(百万円)	55,971	52,100	52,725	65,131
純資産	(百万円)	38,680	36,112	35,775	36,656

- (注) 1. 記載金額は表示単位未満を切り捨てております。
 2. 当社は、2019年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第67期以前のすべての事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ノバラックスジャパン株式会社	81百万円	100.0%	電子部品・電子機器の仕入および販売
新光商事エルエスアイ デザインセンター株式会社	80百万円	100.0%	ソフトウェア・LSIの開発、技術者の派遣 およびこれらに関するコンサルティング 業務
NT販売株式会社	418百万円	67.0%	電子部品・電子機器の仕入および販売
SHINKO (PTE) LTD.	3,168千US\$	100.0%	電子部品・電子機器の仕入および販売
陽耀電子股份有限公司	40,000千NT\$	100.0%	電子部品の仕入、販売および輸出入
NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LTD.	4,000千US\$	100.0%	電子部品・アッセンブリ製品の仕入、販 売および輸出入
NOVALUX AMERICA INC.	100千US\$	100.0%	電子部品の仕入、販売および輸出入
楽法洛（上海）貿易有限公司	28,677千RMB	100.0% (100.0%)	電子部品の仕入、販売および輸出入
NOVALUX (THAILAND) CO., LTD.	110,000千THB	100.0% (100.0%)	電子部品の仕入、販売および輸出入
NOVALUX EUROPE, S. A.	500千EUR	100.0%	電子部品の仕入、販売および輸出入
NOVALUX EUROPE GmbH	25千EUR	100.0%	電子部品の仕入、販売および輸出入
NT SALES HONG KONG LTD.	194千US\$	67.0% (67.0%)	電子部品の仕入、販売および輸出入

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有の議決権の保有割合で内数となっております。
2. NOVALUX EUROPE GmbH（ドイツ）は2021年6月25日に設立し、NOVALUX EUROPE,S.A.（スペイン）は清算手続中です。なお、NOVALUX EUROPE,S.A.（スペイン）は2021年8月31日に営業停止し、その業務は2021年9月1日よりNOVALUX EUROPE GmbH（ドイツ）に移管いたしました。

(7) 主要な事業セグメント

当社グループは、集積回路を中心に電子部品、アッセンブリ製品、電子機器の販売を行っております。主な取扱商品は次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	主要取扱商品
電子部品事業	マイコン システムLSI メモリ 半導体 コンデンサ フェライトコア 液晶ディスプレイ 一般電子部品 他
アッセンブリ事業	アッセンブリ製品
その他の事業	ワークステーション サーバ コンピュータ周辺機器 電子機器およびマイクロコンピュータのソフトウェア受託開発 ソフトウェア製作

(8) 主要な事業所

① 当社

新光商事株式会社	本社	東京都 品川区
	支店等	宮城県仙台市、栃木県宇都宮市、埼玉県さいたま市、新潟県長岡市、長野県松本市、山梨県甲府市、愛知県名古屋市、静岡県浜松市、大阪府大阪市、広島県広島市、福岡県福岡市、大分県国東市、川崎物流センター（神奈川県川崎市）、塩尻物流センター（長野県塩尻市）

② 子会社

会社名	所在地
ノバラックスジャパン株式会社	東京都品川区
新光商事エルエスデザインセンター株式会社	北海道 札幌市
NT販売株式会社	東京都 品川区
SHINKO (PTE) LTD.	シンガポール共和国 シンガポール
陽耀電子股份有限公司	中華民国 台北市
NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LTD.	中華人民共和国 香港
NOVALUX AMERICA INC.	米国ミシガン州
楽法洛（上海）貿易有限公司	中華人民共和国 上海
NOVALUX (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国 バンコク
NOVALUX EUROPE, S. A.	スペイン マラガ
NOVALUX EUROPE GmbH	ドイツ デュッセルドルフ
NT SALES HONG KONG LTD	中華人民共和国 香港

(注) NOVALUX EUROPE GmbH (ドイツ) は2021年6月25日に設立し、NOVALUX EUROPE,S.A. (スペイン) は清算手続中です。なお、NOVALUX EUROPE,S.A. (スペイン) は2021年8月31日に営業停止し、その業務は2021年9月1日よりNOVALUX EUROPE GmbH (ドイツ) に移管いたしました。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区 分	従業員数	前期末比増減
男 性	402名	▲9名
女 性	256名	3名
計	658名	▲6名

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	239名	▲4名	44.48歳	15.79年
女 性	138名	4名	39.07歳	13.19年
計または平均	377名	0名	42.50歳	14.84年

(注) 従業員数は、受入出向者を含み、出向者、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。
なお、嘱託、臨時従業員の年間の平均人員は107名であります。

(10) 主要な借入先

① 当社

借 入 先	借 入 額
株式会社横浜銀行	4,500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,000百万円
株式会社三井住友銀行	1,300百万円
日本生命保険相互会社	1,000百万円
株式会社みずほ銀行	700百万円

② 子会社

借 入 先	借 入 額
株式会社横浜銀行	1,500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	244百万円

2 | 会社の株式に関する事項 |

- (1) 発行済株式の総数 37,315,854株 (自己株式 694,712株を除く)
 (2) 株主数 5,727名
 (3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社キタイアンドカンパニー	4,900,000株	13.13%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,692,700株	9.89%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	3,407,955株	9.13%
株式会社エスグラントコーポレーション	1,973,700株	5.29%
北井暁夫	1,217,000株	3.26%
株式会社横浜銀行	1,143,648株	3.06%
株式会社三井住友銀行	1,021,648株	2.73%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,011,900株	2.71%
GOLDMAN.SACHS & CO.REG	930,493株	2.49%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	857,900株	2.29%

- (注) 1. 当社は、2022年3月31日現在、自己株式を694,712株保有しております。なお、自己株式には「役員株式給付信託 (BBT)」ならびに「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度の導入に伴う株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する857,900株は含めておりません。
 2. 持株比率は株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する857,900株を除く自己株式694,712株を控除して計算しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	17,000株	1名
監査役	一株	一名

3 | 会社役員に関する事項 |

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川 達哉	監査室担当
常務取締役	稲葉 淳一	営業部門・開発技術部門統括 営業支援室・営業第一部・営業第三部・営業第四部・新規ビジネス営業部担当
取締役	細野 克宏	中部東海ブロック・アミューズメント営業部・EMS推進部 受託設計開発部担当
取締役	一色 修志	管理部門統括、企画人事部・システム室・総務部・物流部 国内関係会社担当、経理部長
取締役	小林 克衛	デバイスソリューション技術部担当 自動車ソリューション技術部長
取締役	井上 邦博	西日本ブロック・甲信越ブロック 電子部品販売推進部担当
取締役	石戸 正典	営業第二部・東日本ブロック・海外営業推進部 海外関係会社担当
取締役	北井 暁夫	相談役
取締役	大浦 俊夫	
取締役	吉池 達悦	株式会社チノー 社外取締役
常勤監査役	弓削 文孝	
監査役	石原 敏彦	
監査役	坂巻 吉輝	弁護士

- (注) 1. 取締役大浦俊夫氏ならびに取締役吉池達悦氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役石原敏彦氏ならびに監査役坂巻吉輝氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役宮澤清高氏は、2021年6月25日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 4. 当社は、社外取締役大浦俊夫氏ならびに社外取締役吉池達悦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中に提起された損害賠償請求（株主訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金を含む）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補の対象外となります。

当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であります。全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の構成およびその決定

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（以下、決定方針という。）を決議しております。当該取締役会の決議された内容は、事前に指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けた内容となっております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりとなります。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬等は、取締役が中長期的な業績の向上ならびに企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、そのインセンティブとして十分に機能するように報酬の一定の割合を業績ならびに株価と連動させる報酬体系とし、従業員給与とのバランスおよび世間水準等を考慮したものとす。

ロ 報酬等の構成およびその決定

取締役の報酬等の構成は、固定報酬（月次役員報酬）と変動報酬（業績連動）より構成され、変動報酬は役員賞与ならびに役員株式報酬（BBT）で構成する。また、もう一つの分類として現金報酬と株式報酬に分かれ、月次役員報酬と役員賞与が現金報酬、役員株式報酬（BBT）が株式報酬となり、株式報酬は退任時に役員退職金として支給されるが、在任時の各期当期利益と役職に連動させるものとする。よって、その支給割合の決定に関する方針は、業績水準と株価水準（調達時の簿価）の結果を反映する仕組みとし、支給割合は固定的ではなく業績・株価に対して変動させるものとする。なお、全ての報酬総額の上限は株主総会で決定された限度内とする。個人別の取締役の報酬等の額は、取締役会にて決定する。また、取締役の報酬等に係る計算式またはマトリックス表等の変更が必要となった場合は、指名・報酬委員会において、その妥当性について検証し、取締役会へ意見を提出し、取締役会において決定する。

ハ 業績連動報酬の算定方法

業績連動報酬（役員賞与および役員株式報酬）に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益のうち対象年度における役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額を控除する前の金額とする。

業績連動報酬の額または数の算定方法は、連結当期純利益が一定の金額を超えたときに役員賞与については別表1、役員株式報酬については別表2の基準により支給する。

二 報酬等の支給時期

取締役の報酬等の支給時期は、固定報酬は月次で支給をする。変動報酬のうち役員賞与は、前事業年度の連結当期純利益をもとに別表1のマトリックス表に沿って年1回支給する。変動報酬のうち役員株式報酬（BBT）は、事業年度ごとに連結当期純利益をもとに別表2のマトリックス表に沿って年1回ポイントを付与し、退任時までの累計ポイントに応じて退任時に株式を給付する。

別表1 役員賞与について

業績連動報酬のうち役員賞与についての支給対象者は、原則、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、常勤取締役、社外取締役であり、役職別に基準分、考課分を設定し配分する。

単位：百万円

連結当期純利益（※1）	役員賞与総額
500以上1,000未満	22.5
1,000以上1,500未満	27
1,500以上2,000未満	36
2,000以上2,500未満	45
2,500以上3,000未満	54
3,000以上3,500未満	63
3,500以上4,000未満	72
4,000以上4,500未満	81
4,500以上5,000未満	90
5,000以上5,500未満	99

※連結当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益のうち対象年度における、役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額を控除する前の金額とする。

別表2 業績連動型株式報酬制度について

業績連動型株式報酬制度に係る指標は、連結当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、役員である経営に携わる立場の者全てが意識し、行動した結果が連結当期純利益というグループとしての成果に現れることを目的とする。

取締役には、各事業年度に関して、当該事業年度における役位、業績達成度で定まる数のポイントを付与する。業績達成度は、連結当期純利益（当株式報酬引当金繰入額および役員賞与引当金繰入額控除前）によって定められ、具体的には下記の表に基づいて付与ポイントを算出する。また、取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、取締役に付き150,000ポイントを、それぞれ上限とする。なお、取締役に付与されるポイントは、株式給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算する。

（当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行う。）

単位：ポイント

連結当期純利益（※1） の水準（百万円）	500以上 1,000未満	1,000以上 1,500未満	1,500以上 2,000未満	2,000以上 2,500未満	2,500以上 3,000未満
取締役会長	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000
取締役社長	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000
取締役副社長	3,500	4,300	5,100	5,900	7,000
専務取締役	3,000	3,700	4,400	5,100	6,000
常務取締役	2,500	3,100	3,700	4,300	5,000
常勤取締役	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000
社外取締役	1,000	1,200	1,500	1,700	2,000

単位：ポイント

連結当期純利益（※1） の水準（百万円）	3,000以上 3,500未満	3,500以上 4,000未満	4,000以上 4,500未満	4,500以上 5,000未満	5,000以上 5,500未満
取締役会長	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000
取締役社長	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000
取締役副社長	8,600	10,500	11,800	14,000	15,600
専務取締役	7,400	9,000	10,200	12,000	13,400
常務取締役	6,200	7,500	8,600	10,000	11,200
常勤取締役	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000
社外取締役	2,500	3,000	3,500	4,000	4,400

※連結当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益のうち対象年度における、役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額を控除する前の金額とする。

② 当事業年度に係る役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬 (百万円)	業績連動報酬 (賞与) (百万円)	業績連動報酬 (株式報酬) (百万円)	対象となる 役員の員数 (人)
取締役 (うち社外取締役)	179 (16)	101 (12)	54 (1)	23 (2)	11 (2)
監査役 (うち社外監査役)	30 (11)	30 (11)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	210 (27)	132 (23)	54 (1)	23 (2)	14 (4)

- (注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第68期定時株主総会終了の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等（役員賞与および役員株式報酬）に係る業績指標および額の決定方法は、(3)取締役および監査役の報酬等における「ハ 業績連動報酬の算定方法」に記載のとおりであり、その実績は連結計算書類における連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益のとおりであります。当該指標を選択した理由は、報酬と業績との連動性を高めることを目的とし、さらに当社の単年度のみならず中長期的な業績および株式価値と連動性を明確にするためであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の構成およびその決定」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2 (4) 当事業年度中に執務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第62期定時株主総会において年額316百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終了時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は1名）です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第53期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終了時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。
7. 当社は、2007年6月22日開催の第54期定時株主総会終了の時をもって取締役および監査役の従来の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終了後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
- また、当社は2015年6月24日開催の第62期定時株主総会にて業績連動型株式報酬制度の導入を図り新たな役員退職時の株式支給制度（退職金扱い）を決議しております。当該決議内容の概要は、(3)取締役および監査役の報酬等における「別表2 業績連動型株式報酬制度について」の記載の通りであり、当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は1名）であり、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）になります。これに基づき、上記には株式報酬制度による支給見込額23,865千円を含んでおり、当制度に基づき、退任した取締役1名、10,965千円の給付を行っております。

(4) 社外役員に関する事項

地位・氏名	兼職の状況	主な活動状況と社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要	責任限定契約の内容
取締役 大浦俊夫	該当する事項はございません。	当期に開催された取締役会17回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか指名・報酬委員会の委員長を務め、当事業年度開催の委員会2回全てに出席し、独立した客観的立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。	当社定款において会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。
取締役 吉池達悦	株式会社チノー 社外取締役	当期に開催された取締役会17回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか指名・報酬委員会委員を務め、当事業年度開催の委員会2回全てに出席し、独立した客観的立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。	
監査役 石原敏彦	該当する事項はございません。	当期に開催された取締役会17回全てと監査役会15回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜述べております。また、上記のほか指名・報酬委員会委員を務め、当事業年度開催の委員会2回全てに出席し、独立した客観的立場から妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	
監査役 坂巻吉輝	該当する事項はございません。	当期に開催された取締役会17回全てと監査役会15回全てに出席し、弁護士として法的見地より意見を述べております。また、上記のほか指名・報酬委員会委員を務め、当事業年度開催の委員会2回に出席し、独立した客観的立場から妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	

(注) 取締役吉池達悦氏は、株式会社チノーの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

4 | 会計監査人の状況 |

(1) 名称

清陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LIMITEDおよび樂法洛（上海）貿易有限公司ならびにその他の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会へ提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

| 5 | 会社の体制および方針 |

剰余金の配当等の決定に関する方針および当期の配当

当社は株主の期待するリターンに応えるべく、株主に対する利益還元を重視し、資本コストを意識した経営基盤維持とサステナビリティを同時に実施していきます。このため配当金額と自己株式取得金額をあわせた株主総還元額を基準とし、現中期計画（2020年3月期から2022年3月期）までの3期間においては、総還元性向（注）を100%以上といたします。

当期の期末配当金につきましては、以上を勘案し2022年6月3日開催の取締役会において1株当たり36円50銭と決議いたしました。よって、中間配当金と合わせまして、年間配当金は1株あたり59円50銭となります。

（注）総還元性向 = $(\text{配当金額} + \text{自己株式取得価額}) \div \text{連結純利益} \times 100$

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	82,370
現金及び預金	10,710
受取手形、売掛金及び契約資産	31,307
商品及び製品	29,189
仕掛品	28
未収入金	10,895
その他	246
貸倒引当金	△7
固定資産	6,580
有形固定資産	810
建物及び構築物	164
土地	332
その他	313
無形固定資産	513
投資その他の資産	5,256
投資有価証券	3,106
繰延税金資産	193
その他	1,958
貸倒引当金	△1
資産合計	88,951

科目	金額
負債の部	
流動負債	31,492
支払手形及び買掛金	17,324
電子記録債務	1,978
短期借入金	7,444
未払金	1,705
未払法人税等	1,103
賞与引当金	623
役員賞与引当金	72
その他	1,239
固定負債	5,513
長期借入金	3,800
繰延税金負債	209
再評価に係る繰延税金負債	4
役員株式報酬引当金	88
従業員株式報酬引当金	186
退職給付に係る負債	869
その他	355
負債合計	37,005
純資産の部	
株主資本	49,039
資本金	9,501
資本剰余金	9,599
利益剰余金	31,225
自己株式	△1,286
その他の包括利益累計額	2,329
その他有価証券評価差額金	826
繰延ヘッジ損益	4
土地再評価差額金	△50
為替換算調整勘定	1,547
退職給付に係る調整累計額	2
非支配株主持分	575
純資産合計	51,945
負債純資産合計	88,951

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	135,205
売上原価	122,294
売上総利益	12,911
販売費及び一般管理費	8,748
営業利益	4,163
営業外収益	206
受取利息	25
受取配当金	74
仕入割引	10
助成金収入	11
受取補償金	45
雑収入	39
営業外費用	266
支払利息	55
為替差損	129
アレンジメント手数料	69
雑支出	11
経常利益	4,103
特別利益	33
投資有価証券売却益	33
特別損失	1
固定資産除売却損	1
税金等調整前当期純利益	4,135
法人税、住民税及び事業税	1,341
法人税等調整額	△80
当期純利益	2,874
非支配株主に帰属する当期純利益	53
親会社株主に帰属する当期純利益	2,821

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	57,110
現金及び預金	5,434
受取手形	1,586
売掛金	22,047
商品	18,799
仕掛品	5
前払費用	67
未収入金	8,007
その他	1,165
貸倒引当金	△3
固定資産	8,020
有形固定資産	667
建物	146
構築物	0
機械及び装置	0
車輛運搬具	0
器具備品	145
土地	330
建設仮勘定	44
無形固定資産	445
ソフトウェア	389
のれん	41
その他	14
投資その他の資産	6,908
投資有価証券	2,992
関係会社株式	1,943
繰延税金資産	266
その他	1,708
貸倒引当金	△1
資産合計	65,131

科目	金額
負債の部	
流動負債	23,374
支払手形	176
買掛金	12,240
電子記録債務	1,784
短期借入金	5,700
未払金	1,547
未払費用	178
未払法人税等	761
前受金	56
預り金	110
賞与引当金	449
役員賞与引当金	54
その他	313
固定負債	5,100
長期借入金	3,800
退職給付引当金	670
役員株式報酬引当金	88
従業員株式報酬引当金	186
その他	355
負債合計	28,474
純資産の部	
株主資本	35,881
資本金	9,501
資本剰余金	9,599
資本準備金	9,599
利益剰余金	18,067
利益準備金	890
その他利益剰余金	17,177
別途積立金	10,300
繰越利益剰余金	6,877
自己株式	△1,286
評価・換算差額等	774
その他有価証券評価差額金	821
繰延ヘッジ損益	4
土地再評価差額金	△50
純資産合計	36,656
負債純資産合計	65,131

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	93,224
売上原価	84,620
売上総利益	8,604
販売費及び一般管理費	6,092
営業利益	2,512
営業外収益	1,660
受取利息及び配当金	1,609
その他	51
営業外費用	106
支払利息	31
アレンジメント手数料	69
その他	5
経常利益	4,066
特別利益	69
投資有価証券売却益	33
子会社清算益	35
特別損失	0
固定資産除売却損	0
税引前当期純利益	4,134
法人税、住民税及び事業税	895
法人税等調整額	△31
当期純利益	3,269

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

新光商事株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	野中 信男
指定社員 業務執行社員	公認会計士	石井 和人
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 智喜

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新光商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

新光商事株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 野中 信男
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石井 和人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 智喜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新光商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、清陽監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

新光商事株式会社 監査役会

常勤監査役 弓削 文孝 ㊞

社外監査役 石原 敏彦 ㊞

社外監査役 坂巻 吉輝 ㊞

以 上

<株式のお手続きに関するお知らせ>

特別口座の皆様へ

「特別口座」は、株券電子化までに株券をほふりへ預託されなかった株主様の権利を保全するため、当社が株主様の名義で、三井住友信託銀行に開設した口座です。

特別口座の株式は各株主様の財産であるものの、特別口座のままでは売買ができず、売買するためには、株主様が証券会社に開設した口座へ「振替」（株数等の記録を移す）手続きが必要になります。速やかにお手続きされることをお勧めいたします。

※振替手数料無料

お問合せ先は次のとおりです。

三井住友信託銀行 証券代行部

電話 0120-782-031（通話料無料）

※照会先受付時間：土・日・祝祭日を除く9:00～17:00

ウェブサイト <https://www.smtb.jp/personal/agency/>

◎ 「特別口座の株式を証券会社の口座へ振替えしたい」とお伝えください。

定時株主総会会場ご案内図

会場

ホテル雅叙園東京 3階 シリウス
東京都目黒区下目黒1-8-1 TEL (03) 3497-4111 (代表)

交通

目黒駅 (JR山手線、東急目黒線、地下鉄南北線、三田線) より
行人坂を下って徒歩3分、権之助坂を下って徒歩5分



ホテル雅叙園東京



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。